

所 属	健康福祉部 生活衛生課		
担当(係)名	食品指導担当	内線	2564

(款) 4 衛生費 (項) 3 公衆衛生費 (目) (2)食品衛生指導費
 (明細書事業名) 食品衛生指導費
 食品検査事業

1 事業費	【財源内訳】	【主な用途】
40,193	使・手 21,845	需用費 17,868 (検査消耗品等)
(前年度 29,130)	一般財源 18,348	委託料 8,230 (検査・保守点検)
		賃借料 11,864 (検査機器リース)

2 背景・目的

平成18年5月のポジティブリスト制度の導入後、全国で農畜産物から基準を超える農薬や動物用医薬品等が検出される事例が多発している。特に、中国産輸入食品の違反事例が相次ぎ、消費者の輸入食品に対する不安が増大していることから、食品の安全性確保対策の強化に努める。

ポジティブリスト制度：原則、すべての農薬等について残留基準を設定し、その基準を超える食品の販売等を禁止する制度

3 事業内容

輸入食品安全性確保事業費 (3,539千円)

中国製冷凍ギョウザによる農薬中毒の事案が発生したことから、県内業者が取扱う輸入加工食品について、残留農薬検査を実施する。(登録検査機関に委託)

食品製造・流通安全確保対策費 (24,790千円)

輸入農産物を重点に残留農薬等検査を実施するほか、食品添加物、遺伝子組換え食品、アレルギー物質などの検査を実施する。

残留農薬等検査機器整備費 (11,864千円)

食品検査の体制強化を図るため、高度な分析能力を持つ検査機器(LC/MS/MS)を保健環境研究所に整備する。

LC/MS/MS (高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置)

- ・ 農薬等の極めて微量な残留量の測定が可能
- ・ 現有機器では、判定困難な物質の判別が可能 (検査可能な農薬が増加)

4 事業効果

